

## 国民健康保険税の税率改定について

### 1 背景

小平市の国民健康保険は、被用者保険への適用拡大や後期高齢者医療制度への移行に伴い、被保険者数が減となる一方で、高齢化の進展や医療の高度化に伴い、一人当たりの医療費は年々増加している。

また、被保険者に占める低所得者や高齢者の割合が高いといった構造的な課題に加え、歳入の根幹をなす国民健康保険税は、被保険者数の減少を受け、一般会計からの多額の繰入れによって財政運営を維持しているのが現状である。

### 2 財政状況

国保財政の状況は、令和4年度決算見込みの小平市における一般会計からの法定外の繰入れの総額、いわゆる国保の赤字に相当するものは、約11億6,888万円となっている。

小平市は、納付金を納めるための国保料（税）を被保険者から徴収し、都道府県へ納付する義務を負うことになるが、令和5年度に支払う事業費納付金は、およそ60億円、これは前年度と比較すると、およそ3億800万円の増額となっており、令和5年度においては、国保運営基金から1億200万円の取り崩しを行い、基金の残高は258万円となっている。

### 3 税率改定の基本的考え方

一般会計からの法定外の繰入れを一度に解消するとなると大幅な税率改定が必要になることから、法定外繰入れの段階的な解消に向けた対応を図るために、国において求められている国保財政健全化計画（赤字削減・解消計画）に基づき、令和6年度から向こう2か年に必要な税率改定を行う。

国保財政健全化計画を踏まえ、解消までの残り年数を11年間、解消までの税率改定の回数を6回として、必要な金額、赤字額約11億6,888万円に令和5年度における増額分と合わせ、約12億6,000万円を均等に割り返した金額として、今回の税率改定において、2億1,700万円を増額するものである。